

永井直勝の事績形成と林羅山

豆田 誠路

はじめに

永井直勝は江戸時代前期の大名である。直勝は永禄六年（一五六三）三河国大浜にて長田平右衛門重元の子として生まれる。はじめ徳川家康の子信康に仕え、のち家康の小姓となる。直勝が一躍脚光を浴びることになったのが、天正八年（一五八四）の長久手合戦で、この時に敵の大将池田恒興を討ち取るという大手柄をたてる。その後、家康の側近として仕え、下総国古河こが（茨城県古河市）七万二千石の大名となり、寛永二年（一六二五）六十三歳で没した。

直勝の事績を簡略に纏めると以上のとおりであるが、このような直勝の事績はどのように形成され現在に至るのか。本稿では、直勝没後比較的早い段階の史料を時系列に沿つて検討し、その形成過程とそれに関わった林羅山の関係についてみていくたい。なお、永井直勝の事績を伝えるものとしては、主に次のものが知られている。

- ① 「寛永諸家系図伝」 大江姓おおえのしゆう 永井系図より永井直勝の譜伝（寛永二十年（一六四三）完成）
 - ② 永井直勝頌徳碑の碑文（悲田院、正保四年（一六四七））
 - ③ 永井直勝頌徳碑の碑文（興聖寺・永井寺、慶安二年（一六四九））
 - ④ 「寛政重修諸家譜」 大江氏永井より直勝譜（文化九年（一八一二）完成）
- 江戸幕府が編修した系譜集である①④のほか、②③の永井直勝頌徳碑に直勝の事績が刻まれてい

るのが特徴である。本稿では、直勝没後比較的早い段階の史料として①から③の史料から順に直勝の事績をみていくことにしたい。

一 「寛永諸家系図伝」による直勝像

「寛永諸家系図伝」は三代将軍徳川家光の命により江戸幕府が編纂した武家系譜集である。寛永十八年（一六四一）二月に編纂の命が発せられ、同二十年（一六四三）九月に完成、将軍家光に献上された。編纂事業を統括する総裁には太田資宗、編纂の主任には江戸初期の儒学者林羅山（道春）があたつた。大名、旗本等約千四百余家から各自の家譜を提出させたが、林羅山はその子鷺峯とともに提出された諸家の家譜の内容、真偽を検討し編纂にあたつた。¹

「寛永諸家系図伝」のうち大江姓永井系図は、直勝の祖父長田喜八郎廣正から直勝を経て直勝の孫尚征、尚保までの系譜と、直勝の弟白元の子の代までの系譜を収める。このうち白元の子経元の譜に「同（寛永：筆者註）十八年より勤仕す。」とあることから、大江姓永井系図は寛永十八年（一六四二）までの事績が反映されているとみられる。

直勝の譜伝は「長田傳八郎 後永井右近大夫」と号す。生國同前（三河大濱：筆者註）。」から始まり、「寛永二年十二月廿九日、歳六十三にて卒す。道号月丹。」で終わり、その間直勝の事績が記される。通称名、生國のほか、はじめ信康に仕えたこと、のち家康に仕える時に平姓長田氏を改め大江姓永井氏にしたこと、天正十二年（一五八四）の長久手合戦において池田恒興を討ち取ったこと、関ヶ原の合戦や大坂の陣に出陣したこと、その後の城主としての変遷などが記されている。このように幕府による「寛永諸家系図伝」の編纂により、永井直勝の事績としての基本的事項が成立した。

なお、先述のとおり「寛永諸家系図伝」は諸家から呈出された系譜をもとに編纂された。寛永十九年（一六四二）五月十一日に林羅山は「示諭」という編纂方針を示している。これを検討した山本信吉氏は「献上された諸家の系図の内容の多くが伝承、言い伝えに基づくものであることを知りながら、出来るだけその内容を尊重しようとした道春の態度」「系図の検討にさいしては記された各家の伝承、由来を可能な限り尊重し、その修正は最小限に留めようとした道春の考え方」であることを指摘している。³これを踏まえれば、「寛永諸家系図伝」直勝の譜伝は寛永十八年段階で直勝

の長男尚政や二男直清らが父直勝の事績をどのように理解していたかを類推させる史料であるともいえる。

二二つの「右近大夫永井月丹居士碑銘」

次に、悲田院にある永井直勝頌徳碑の碑文についてみていく。

まず悲田院とは、京都市東山区にある摂津高槻永井家の菩提寺である。直勝の二男直清が正保二年（一六四五）京都一条安^あ居院にあつた悲田院を京都東山の泉涌寺山内に移し再興した。直清は慶安二年（一六四九）摂津国内にて三万六千石を領し高槻城主となり、以後十三代直謙まで摂津高槻藩主となつた。そのため、悲田院境内には直清をはじめ歴代の藩主や室、息女らの墓が建立されている（写真2）。

この高槻藩主永井家悲田院墓地は、幅一二・五メートル、奥行一五・五メートルの墓域で、その中央にあるのが永井直勝頌徳碑である（写真12）。亀の形をした台石の上に載る石碑（亀趺碑）である。碑の高さは二六七〇センチ、材質は凝灰岩製である。⁴

この碑の碑文冒頭には「右近大夫永井月丹居士碑銘」と、最後の行には「正保四年十一月二十九日 従五位日向守 永井「風化により判読できず」（以下同じ）」とあり、直清が正保四年（一六四七）十一月悲田院に永井直勝頌徳碑を建立したことが分かる。二十九日は直勝の月命日であり（直勝の命日は十二月二十九日）、正保四年とあることから悲田院再興後早い段階で建立されたようである。碑の右下には「民部卿法印 夕顔巷 道」とあり、碑文は先にみた「寛永諸家系図伝」を編纂した林羅山の作であることがわかる。

それでは、碑文のなかで碑建立の目的を記した部分の前後をみる。

（前略）以城州長岡賜尚政之弟曰太守直清以為食邑直清久事幕下夙夜不懈常被親近一榮盛而居士之餘慶也嗚呼懿哉今日州奉為居士再興廢寺悲田院移于泉涌寺裏以安其靈牌其追遠之情不易言也唯恐居士一垂於無窮故欲刻樂石而遺芳蹟於是求余蕪詞余會議居士久矣又於日州猶識韓也故不能固辭遂為之贊系之以銘（以下略）

正保四年十一月二十九日

從五位日向守永井一



写真2 高槻藩主永井家悲田院墓地（悲田院境内）



写真1 悲田院

直清は父の為廢寺となつていた悲田院を泉涌寺の裏に移して再興しその靈牌を安置した。（そして父の威名勇功を世に示すため）その事績を石に刻んで残すこととした。余（林羅山）に雑文が求められた、などと記されている。

ところで、林羅山の詩文集が子の聳峯の編集により寛文二年（一六六二）に上梓^{じょうし}されている。そのうち「羅山林先生文集卷第四十一」には、悲田院にある永井直勝頌徳碑と同名の「右近大夫永井月丹居士碑銘」が収録されている。⁵これにはどのような銘文が記されているのであろうか。

これをみると、書き出しから悲田院にある永井直勝頌徳碑と同じ文が書かれている。しかし、一部違う箇所がある。そこで、比較ができるよう悲田院の碑文で引用した部分と同じ部分を次に紹介しよう。

（前略）以城州長岡賜尚政之弟曰州太守直清以為食邑直清久事幕下夙夜不懈常被親近眷遇日厚是其恩賜之榮盛而居士之餘慶也嗚呼欽哉今茲臘月者居士之十三回忌也其追遠之情不易言也唯恐居士威名勇功雖顯於當世不垂於無窮故欲刻樂石而遺芳蹟於是求余無詞余曾識居士久矣又於日州猶識韓也故不能固辭遂為之辭系之以銘（中略）亀趺載名百世傳^{トシテ}

居士卒後十三回寛永十四年十二月二十九日

從五位日向守永井直清立之

一部が悲田院にある永井直勝頌徳碑と違う箇所を示す。これによれば、直勝没後十三回忌を迎える寛永十四年（一六三七）十二月二十九日に「男直清が碑を建てた際の碑文」というふうに読み取れる。また「亀趺載名」とあり亀趺碑であることが分かる。

ところで直清は寛永十年（一六三三）に「山城國長岡・勝龍寺にをひて領地を加賜^{くへたま}はり、すべて二万石を領^{うけ}」していた（「寛永諸家系図伝」）。また先にみたとおり、直清は正保二年（一六四五）京都一条安住院にあつた悲田院を京都東山の泉涌寺山内に移し再興している。こうした時間の前後を考えると、悲田院にある永井直勝頌徳碑と「羅山林先生文集卷第四十一」に収録されている碑の二つの「右近大夫永井月丹居士碑銘」の碑文については、次のどちらかであると推測できる。

- ①直清は父直勝の十三回忌にあたる寛永十四年十二月二十九日に頌徳碑を建てる目的で林羅山が現存する。
- ②直清は父直勝の十三回忌にあたる寛永十四年十二月二十九日に頌徳碑を建てる目的で林羅



写真4 興聖寺永井氏塋域（部分）



写真3 興聖寺

山に作文を依頼したが、その時点では建てられなかつた。その後再興した悲田院に、正保四年十一月二十九日に初めて頌徳碑を建てた（これが現存する）。

直清が林羅山に作文を依頼したことは、直勝の長男尚政が慶安二年（一六四九）に永井寺と興聖寺に建立した永井直勝頌徳碑（後述する）の碑文中に
余嘗應日州求而作居士碑銘其雄偉之盛雖顯著于世而猶欲其智名勇功傳于不朽也
とあり、以前直清の求めに応じて直勝の碑銘を作つた、とあることから明らかである。しかし①の場合には先にあつた場所がはつきりしない。一方②の場合は当初十三回忌用に作成されたものを、その後の悲田院再興の内容に改作して建碑したと考えられる。⁶

いずれにせよ、寛永十四年に頌徳碑があつたかどうかは別にして、林羅山が寛永十四年に直勝の碑文を作つていたことは、寛永十八年から十九年頃に林羅山が編纂した「寛永諸家系図伝」より前に、羅山自身が直勝の事績を纏めていたことになる。

三 興聖寺・永井寺にある永井直勝頌徳碑の碑文

まず、興聖寺にある永井直勝頌徳碑の碑文についてみていく。⁷

興聖寺は、京都府宇治市にあり、直勝の長男尚政が慶安二年（一六四九）に、万安英種を中興開山として再興したものである。寺域の最も高いところに、開山塔を始め開基塔（永井氏塋域）が立ち並ぶ。その中に永井直勝頌徳碑が建つている（写真13）。

この頌徳碑の碑文の冒頭には「右近大夫永井月丹居士石表辯 民部卿法印夕顔巷林道春撰并篆額」と、最後の行には「慶安二年龍輯己丑十月二十九日 徒四位下永井信濃守尚政立」とあり、また碑文中に

今復依^{ダマナ}信州^ヲ請^フ而作^ル石表^ヲ（中略）今所刻^{シテ}石堅^{シテ}不^レ破^ル可^シ以^ハ無^レ准^シ遂^シ之^ヲ以^ハ辞^ヲ（以下略）

とあるように、直勝の長男尚政が慶安二年（一六四九）十月興聖寺に永井直勝頌徳碑を建立したことが分かる。なお、興聖寺の頌徳碑は同寺の再興に併せて建てられたようである。尚政が父母の菩提を弔うと共に自らの菩提所として発願した同寺の再興は、慶安元年（一六四八）に着工し、翌慶安二年（一六四九）落成して九月に万安英種が入院した。万安の入院までに堂塔・伽藍その他の諸

施設が整備されたとみられる。⁸ その翌月に頌徳碑が建てられたわけである。

それでは次に、永井寺にある永井直勝頌徳碑の碑文についてみていく。

永井寺は、茨城県古河市にあり、直勝が生前古河に開基したものである（寛永年中に長男尚政が父直勝の追福のため建立したとする説がある）（写真5）。寛永二年十二月二十九日に没した直勝は、この永井寺に葬られた。境内には永井家墓所（古河市指定史跡）があり、そこに直勝の墳墓・宝篋印塔、長男尚政、その子尚征・尚庸の供養塔、そして永井直勝頌徳碑がある（写真14）。

永井直勝頌徳碑は、この墓所のなかで西にあり、東面して建つ。碑文は興聖寺のそれとほぼ同じであるが、わずかに違うのが建立月日である。興聖寺のそれが慶安二年（一六四九）十月二十九日であるのに対し、永井寺のそれは同年十二月二十九日と刻まれている。¹⁰

ちなみに「羅山林先生文集卷第四十一」には、興聖寺・永井寺の永井直勝頌徳碑の銘文と同名の「右近大夫永井月丹居士石表詞」が収録されている。このなかでは「慶安二年龍輯己丑某月某日」とあります、慶安二年とするものの月日は敢えて記していない。

以上から、林羅山は以前永井直清の求めに応じて直勝の銘文を作ったのに続き、今度は直清の兄尚政の求めに応じて慶安二年に直勝の銘文を作った、またそれに基づき尚政は同年十月宇治の興聖寺に、十二月に古河の永井寺に頌徳碑を建てたということである。



写真5 永井寺本堂

四 永井直勝・尚政を取り巻く人々と林羅山

このようにみると、永井直勝の事績の形成には、直勝の長男尚政、二男直清と林羅山の関係がみてとれる。その関係とはどれほどのものであろうか。

「寛永諸家系図伝」の場合は、その編纂の主任に林羅山があたつたことは先に触れた。編纂の過程で林羅山が諸家から提出された系譜に疑問をもつた時は、編纂の総裁である太田資宗の名をもつて諸家に問合せた例がある。具体的には細川家や最上家、津軽家などである。当然編纂の職務を通じて、諸家の系譜や大名の事績形成過程をよく知り得る立場にあつたことは明らかである。ただ、永井家の場合「寛永諸家系図伝」が編纂された前後の時期に永井直勝頌徳碑の撰文を林羅山が行つ

たことは、「寛永諸家系図伝」編纂以外で永井家と林羅山が関係したことが考えられる。

そこで、永井直勝・尚政と林羅山をつなぐ人物として、佐川田昌俊を紹介する。

佐川田昌俊は江戸時代前期の武士、歌人である。天正七年（一五七九）下野国（現栃木県）早川田村生まれ。本姓は高階、通称は喜六、号は壺斎、默々翁等である。姓は佐河田とも書く。彼は越後の武将木戸元斉の養子となっていたが、元斉没後浪々の身となっていた。その後永井直勝に見出され、次の尚政の代には和歌・連歌の両面で活躍し、林羅山、松花堂昭乗、小堀遠州らとの交渉繁く、近世初期を代表する文人のひとりとなつた。寛永二十年（一六四三）六十五歳で死去した。

この佐川田昌俊の碑銘を撰文したのも林羅山である。そこで「佐河田壺斎碑銘」を紹介するが、特に直勝・尚政との関わりに注目してみていただきたい。¹²

佐河田壺斎碑銘

（中略）慶長五年庚子之秋大津攻戦之時昌俊先登合槍於壁上奮擊傷左股、其後永井右近大夫直勝聞昌俊名招之、屢眷遇焉、故從之居駿府有年矣、（中略）元和二年丙辰直勝移家于江戸昌俊従行、直勝不碌、令嗣信濃守尚政遇昌俊益渥、人多敬之、寛永十年癸酉之春尚政奉台命改下野（總）國古河城増封城州淀城、昌俊亦自江戸相從到焉十五年娶志致仕委家事于子俊甫、結一第于薪里一休蘭若之側、扁曰「不二」、榜曰「默默」、常愛山水晨昏煎茶優游雲林以養病軀二十年癸未八月三日病而沒、享年六十五、（以下略）

寛永二十一年甲申月日

これによれば、慶長五年（一六〇〇）以降に直勝は佐川田昌俊を招いて手厚くもてなしたので昌俊は直勝に従い駿府にいたこと、元和二年（一六一六）直勝が江戸に移ると昌俊もまた従つたこと、直勝没後は尚政に付き尚政が寛永十年（一六三三）山城国淀へ移封するとまたこれに従い寛永十五年（一六三八）致仕したこと、その後は「一休蘭若」（現在の酬恩庵一休寺）の側に庵（寺庵默々寺という）を構え寛永二十年（一六四三）没したことが分かる。

このように、直勝・尚政二代にわたつて仕えた佐川田昌俊の碑を林羅山が撰文する関係にある。さらに、佐川田昌俊と林羅山には、元旦に昌俊から羅山に和歌をおくり、羅山からはそれに和した詩がおくられたり、昌俊から愛蔵の緑磁の香炉に和歌をそえておくられたり、また寛永六年には羅山の子叔勝の死を悼む歌三首が昌俊からおくられ、さらに昌俊の子昌胤が正保二年から明暦元年に



写真6 佐河田壺斎碑

至るまで羅山と詩の贈答をしており、かなり親密な交遊があつたのではなかつたか、という指摘がある。¹³ それだけ近い間柄であつたということであろう。

また佐川田昌俊は岩清水八幡宮（現京都府八幡市）の社僧であつた松花堂昭乗（天正十二年（一五八四）～寛永十六年（二六三九））と深い交流があつたが、その点について触れておきたい。¹⁴

佐川田昌俊は昭乗の筆になる「松花堂茶会記」などにも登場し、「松花堂行状記」の著者としても知られている。また昭乗から昌俊へ宛てた書状も確認されている。昭乗は寛永十四年（一六三七）瀧本坊の住職を退き松花堂を建て隠棲したが、隠棲時期に永井尚政が銀子十枚を八幡宮に寄進した際、その礼状を昭乗が出している。また寛永十五年正月、板倉重宗、永井尚政、小堀政一が岩清水八幡宮へ参詣した記事の書状がある。また「松花堂茶会記」寛永十年六月二十九日朝の会に、板倉重宗、永井直清、小堀政一、永井尚政らの名が列ねている。また直清に対しても、昭乗から宛てた書状が寛永十四年、十五年のものがある。

以上は矢崎氏の論考に拠つたものであるが、尚政が古河から山城国淀城主となつた寛永十年から昭乗が亡くなる寛永十六年までの間に、松花堂昭乗が京都所司代板倉重宗、淀城主永井尚政、伏見奉行小堀政一（遠州）、山城国長岡領主永井直清と交流をもつたことが分かる。ちなみに、昭乗と羅山との関係については、寛永九年に林羅山の家塾（上野忍岡）に徳川義直より孔子廟が寄進された際、その孔子廟の文庫に収める「歴世大儒像」の制作を企図し、昭乗に画像を依頼した。しかし昭乗は狩野山雪を推して辞退した（「鷺峰先生林学士文集」巻八十六「狩野永納家伝画軸序」という話がある。¹⁵ それだけ、昭乗と羅山も遠くない間柄であつたことが推察されるのである。

それでは最後に、永井尚政と林羅山の関係を直接伺うことができる資料を紹介しよう。宇治の興聖寺の鐘楼にある梵鐘（高さ二〇〇センチ、口径一二三センチ）である。これは慶安四年九月五日銘で、撰文が林羅山である。¹⁶ この梵鐘の歴史的背景をみるため、もう一度興聖寺の再興過程を振り返る。¹⁷

先にも述べたように、興聖寺は、慶安二年淀城主永井尚政が万安英種を中心開山として宇治に再興されたものである。そのなかで尚政と万安を取り結んだのが鈴木重成である。重成は興聖寺の経営にあたつて、七堂伽藍の配置や、楨嶋新田と常法幢料の施入のように万全の措置を講じた。また重成は家老佐川田昌俊や、狩野探幽などの文人墨客などと交遊があり、そのため興聖寺の附属屋舎



写真9 梵鐘(拡大)



写真8 興聖寺梵鐘



写真7 興聖寺鐘楼



写真 11 楚院碑銘の翻刻碑



写真 10 楚院碑

さいごに

時代はくだり、寛文元年（一六六一）十一月、尚政の子尚庸の家来である杉井吉通は河内国交野郡渚村（現大阪府枚方市渚元町）に「渚院碑」を建立している。撰文は林羅山の子鷺峰。

碑は風化が激しく碑文を読み取ることができないが、碑の傍らに「渚院碑銘の翻刻碑」が平成十四年（二〇〇二）枚方市・同市教育委員会・渚院を考える会によつて建立されている。

それによれば、渚の地がすばらしい土地であること、渚院を含む交野ヶ原が平安・鎌倉貴族の歌心を刺激し多くの文学作品に結実したこと、寛文年間渚村を支配した永井尚庸がその荒廃した渚院跡に桜を植えるなど復興に尽力したこと、その功績を残すため林鷺峰に碑銘の撰を託したことなどが書かれている。特に尚庸、尚政と林鷺峰との関係に着目して詳述すると、永井尚庸は去る年渚院のそばを通つた際、その荒廃した様子を哀れんで少し修理を加えその区画をただした。ここで人々はこの地の由来を知り、隠居中の尚政は、院の裏に桜の木を若干株植え、尚庸の家臣でも各々寄贈

や築庭についても趣向をこらし雅致に富んだものになつたという。このため、のち寛永十八年に重成が天草代官となり承応二年（一六五三）亡くなると、興聖寺の永井氏營域に重成の墓碑が置かれた。また重成の兄重三は尚政と同じく徳川秀忠に仕え、元和五年（一六一九）大番を務めており、尚政と江戸城内で接触したことが考えられる。また寛永八年、それ以前に起立の寺院は古跡として存立が許されたものの、新地は認められないことが定められたが、そのなかで由緒ある名刹の再興として興聖寺が新堂されるには、京都所司代板倉重宗と淀城主尚政の良好な関係が推察されるのである。このように、興聖寺の梵鐘が林羅山撰文であることは、直接には尚政と林羅山の関係であつて、実際には興聖寺の再興に深く関わった鈴木氏一族や京都所司代板倉重宗との関係もあつたと推察する。

以上みてきたように、三つの永井直勝頌徳碑にみられる永井直勝の事績の形成は、直接的には直

勝の長男尚政、二男直清と林羅山の密接な関係があるが、それだけでなく佐川田昌俊をはじめ京都所司代板倉重宗、伏見代官小堀政一、松花堂昭乗ら永井尚政・直清を取り巻く政治的文化的な人脈が、その背景にあるといえる。

するものがあつた。こうして春には桜の花が咲き乱れるようになり、惟喬親王・在原業平の時代の風流盛筵を再興した。尚庸の家臣はことの次第を碑石に刻みたいと願い出、尚庸は人を介して、以前より交際の厚い私・向陽子（林鷺峰）に何度もその事を書くように頼んだ。¹⁸（以下略）

このように、永井直勝頌徳碑の撰文を通じて形成された永井尚政・直清と林羅山の関係は、代を替え永井尚庸と林鷺峰に引き継がれたのである。

（註）

- 1 山本信吉「『寛永諸家系図伝』について」『日光叢書 寛永諸家系図伝第一巻』日光東照宮社務所、一九八九年
- 2 引用史料は『寛永諸家系図伝第十二』（続群書類從完成会、一九八八年、一七二一～一七九頁）
- 3 1文献、九二一〇頁。
- 4 総本山御寺泉涌寺の調査による。碑の総高は三九三・〇センチ、幅は九四・五センチ、奥行三五・五センチ。構造は笠塔婆。以上は総本山御寺泉涌寺心照殿よりご教示を得た。
- 5 「羅山林先生文集卷第四十一」（京都史蹟会編『羅山林先生文集』巻二、平安考古学会、一九一八年）
- 6 『古河市史資料別巻』（古河市役所、一九七三年）に収録されている小出重固著「古河志」では、古河の永井寺寺内にある墓碑の碑銘として、「羅山先生文集」に収録されている「右近大夫永井月丹居士碑銘」と同じ碑文を紹介している。鷹見泉石の序文の日付によれば文政十三年（一八三〇）秋原稿が纏められている。これを踏まえれば、この頃まで古河の永井寺に永井直清ゆかりの永井直勝頌徳碑が存在したことになる。しかし、本文でみたように「羅山先生文集」に収録されている「右近大夫永井月丹居士碑銘」は悲田院の永井直勝頌徳碑の碑文と比べて、文の一節と建立年月日のみしか相違ないこと、また後述するように古河の永井寺に現存する永井直勝頌徳碑の碑文は同じ「羅山先生文集」に収録されている別の碑文「右近大夫永井月丹居士石表詞」とほぼ同文であることを鑑みれば、「古河志」で紹介されている永井寺寺内にある墓碑の碑銘については、再考の余地がある。
- 7 興聖寺の永井直勝頌徳碑の碑文については、興聖寺所蔵「永井直勝頌徳碑拓本」「永井直勝とその一族」（碧南市教育委員会文化財課、二〇一二年）三八頁参照。
- 8 守屋茂編『宇治興聖寺文書第四巻』（同朋舎出版、一九八一年）解説篇3「宇治・興聖寶林寺の再興」、資料篇9「伽藍建物一覧」など。

9 『萬昌院功運寺史』（宗教法人萬昌院功運寺、一九九〇年）

10 田村幸平「大江姓『永井氏直勝』侯の足跡を訪ねて——終焉の地古河から生誕地三河大濱へ」『会報（古河郷土史研究会）』五〇（古河郷土史研究会、二〇一二年）で既に指摘されている。

11 橋本政宣「寛永諸家系図伝と細川系図」『日本歴史』五〇一、一九九〇年

12 碑は昌俊が晩年に酬恩庵（休寺（京都府京田辺市）の東南方に建てた寺庵、黙々寺の旧蹟近くに現存。碑文は「羅山林先生文集卷第四十二」（京都史蹟会編『羅山林先生文集』卷一、平安考古学会、一九一八年）参照。

13 渡辺憲司「佐川田昌俊の前半生について」『近世文芸』三一、日本近世文学会、一九七九年。この他「佐川田昌俊と永井家」も含め渡辺憲司『近世大名文芸研究』（八木書店、一九九七年）に詳しい。

14 矢崎格「岩清水八幡宮社僧松花堂昭乘と京都所司代・淀城主・長岡城主の往来」（國學院大學神道史学会編『西田長男博士追悼論文集神道及び神道史』名著普及会、一九八七年）に拠つた。

15 川畑薰「松花堂昭乗の人と書画」『松花堂昭乗展昭乘と徳川家ゆかりの人々』八幡市立松花堂美術館、二〇一一年

16 銘文は、守屋茂編『宇治興聖寺文書第一巻』（同朋舎出版、一九七九年）四八九「林道春梵鐘之銘」参照。

17 守屋茂編『宇治興聖寺文書第四巻』（同朋舎出版、一九八一年）解説篇3「宇治・興聖寶林寺の再興」に拠つた。

18 碑文の要旨は冊子「諸院」（枚方市教育委員会、二〇〇五年）参照。

（付記）本稿は、平成二十四年（二〇一二）十二月から翌年一月にわたり碧南市藤井達吉現代美術館にて開催された歴史系企画展「永井直勝とその一族」において、展示資料調査の過程で明らかになつたことを纏めたものである。その折ご協力を賜つた所蔵者並びに関係者の皆様に厚く御礼申し上げる。

永井寺 住職 永井文雄 興聖寺 住職 植木攝道

国立国会図書館

酬恩庵 総本山御寺泉涌寺心照殿 西谷功

田村幸平

悲田院 住職 湯浅英明 枚方市教育委員会

（五十音順、敬称略）



写真 13 永井直勝頌徳碑（興聖寺）



写真 12 永井直勝頌徳碑（悲田院）



写真 14 永井直勝頌徳碑（永井寺）

史料 1 「羅山林先生文集卷第四十一」（京都史蹟会編『羅山林先生文集』卷三）

①右近大夫永井月丹居士碑銘
②右近大夫永井月丹居士石表詞

九一八年

(国立国会図書館ウェブサイトより)

卷之三

10

卷之三

10

大白无瑕，率德以訓。於神君，神君若懿語，或遺誓。**士**，**周**，**田**，**信長**，**公**，甚欣賞之。若具委奏，特請家
威說，武事，不言其他。今令各歸掌牧，詳其弊，不正
而追思之。則若再見其人，平庶無犯，正直之勇名今
顯之孝恩永。垂後尼久傳，不窮厥法。授占石，而其
名存。色瞿瞿之名者，孝也。忠，奉施于有政合
族之家，故曰：「忠，所以報也。」
攻堅野戰，武也。所爲猛壯之勇，如鷹，勇功無
怠，芳名可道。內省不疚，職理義在茲。夫惟謂之盡
誠宜。吁居士而有辭，使黃鸝猶知。
慶安二年己丑七月三日
孝子能五品豐而守正質立
1 右近大夫水井升月丹居士碑記
居士姓大江氏。京井諱。直譯。產于參州。時水盛多
年癸亥之歲。自幼勤仁。東照大神君。鑿堅壁。遂
入以爽美。曉得是福。遂大山城。大神君。李。兵。牧
州。與信德同。處一小牧。山居士。從行。焉秀吉。引。大軍
入。大山。夏四月秀吉。審諸。使。將。入。自聞。遠漢。州。州
神府。君。問。之。潛。出。小牧。山。通。入。數。子。長。久。子。居

正純罪狀，左近由山利是年命居士改笠間，因聽
州古河城，領置地也。然常侍江口，在郡際處，則
居士預會，鴨功成名遠矣。春深夏永二年乙丑，
季冬十一日，嬰病不辭。年六十三。大相國
高良吉時而死。此太守者亦多參慕之。兼右古河
水井寺長。曾言官守改職，獨爲家聲。頃聞
國故。十年春三月今。大君葬下後，改古河州
州院領，復盡其祿。以攝州長岡。歸而改。其弟日
太守直清，以食邑直清久事。幕下風流不解
常義。親近眷遇厚。是其恩照之榮盛而居士之
榮顯，也。呜呼歟哉。今茲厭月，居士居之十三回忌。
其追遠之情不易。也。唯恐居士威名勇略
顯，尤留帝不棄於無能。故就制。刻石而遺芳。於
是求名。詔余。余計。居士久矣。又。於日。州。省。請。韓
也。故不能。固。辭。遂。爲。制。系。之。以。落。云。

(2) 右近太夫水井門居士石表

居士大江姓水井氏。直清。其諱。也。以承祿六年卒
友。虔。廉。于。參。州。大。治。邑。上。宮。寺。考。曰。直。吉。嗣。昌。
觀。君。廣。忠。故。食。大。治。邑。上。宮。寺。考。曰。直。吉。嗣。昌。
居。主。少。仕。東。照。大。神。君。經。歷。應。二。州。之。天。正。
十年仲夏。大神君。赴。江。州。安。土。見。平。信。長。公。云。
甚。悅。忠。之。京。之。精。誠。從。者。數。數。千。別。居。飲。食。之。公。

十二人皆服。其勇勝人者世所謂健將也。居士之功於是爲多矣。至十月秀吉薨，大神君既與信賴和平而去其族。大神君之家臣若干，勃發謀論，居士之名於是甚著矣。元和二年夏四月五位，居士亦在其中。其他列國老叔父也。著著文辭，元年秀吉崩，三傳，居士繼之。于元州名盡星。大神君往會焉。一日秀吉語大神君曰：「軍營見居士，言何似？」居士曰：「承君右近者，秀吉也。」秀吉笑曰：「可也。」居士曰：「敢承之。」人皆是平子耳。故曰：「敢承者，皆君所欲哉。」長慶三年秋平子秀吉公薨，聞居士之罹入。大神君之掌五年之秋石田三成敗。大神君自詣之，使諸將大報平子。平子還用關原、虎威、三成等詩。居士列于隊頭。大神君之圍嘉麻也，居士。之後州。八年以羽州最上郡。號爲居瓦氏。舊制史記，加裕知川玄旨。昔前代柳侯之遺舊故事，蓋是之主宰。守山、方、夷、海。遷上州別駕。本多正統及成祖益歸附。而十九年之冬大坂之役，居士亦爲居士。往詣之。虎威氏既入山方城，會正統有罪於。昌平年夏五月大坂城崩。暨豎氏崩，矣。亂之。是軍使二人病卒。常告居士及烏日民以合旨。

桂山先生文集卷第四

三

顧復初先生文集卷第六十

10

(編集上「①」「②」を画像上に加筆)

年仲夏大取賊，陷嘉興，乘夜掩殺，有戒命沙汰，謀殺，賞有功，罰齊法，而其士之忠居士者任之。以定功，累官至無諭居士之名號，嘉善元和。

二年初夏，大神君委群臣，居士自駕，到江戶，陪坐。台德院大相國，乃與常相笠間被以掌，食邑五年夏，大和國在伏見，高麗島正則，均江戶，以其進朝，修廣島壘，故令山陽、南海兩道牧司，以收安藝備後二州。真若馬守安藤重宗，與居士往來，示正則，家臣留守鷲島三原者，其軍裝，雖無敢于然，有備，不虞也。留守恐而伏從方，取南城，收三州而還，正則軍所不載，以御居士，尚征承，乃祖發，白右近太夫，次曰向保共授從五勞，故一等。至於越州八年，屬羽州最上郡，位下次曰御唐，幼奉仕，大納言家好，私群書，且子鳥氏其弟朝之，之卒，猶守山方歲時，盡上野介本多正統及居士，卒之鳥氏既入山房，歲莫不承旨，正保元年仲冬二十三日授從四位下，且贈服，拜命歸而還，況，慶安二年立秋四日。

改直清，長岡吏馬，攝高櫻城，金壇，封戶，且令移之家，蓋世世繩繩有式樣。

慶安二年歲暮已正旦，日暮日

從四位下系井信派守備政立

長岡星老於高櫻，金壇，是日相求，而作居士，與其雜使之簽，請居士，世而歸，其智名勇，功傳于不朽也。今復依信州隸，而作右表詞，赤面能平，青庶韓愈，太原王公，竟而又作神道碑文，采蘇賦詩，司馬溫公行狀，而又製碑銘，余素雖不及其萬一，然居士之名也，無以而否矣也。有誰以仁，之華，欲記無聲之名，應餘舊無奈何耳，而今所刻，石堅而不碎，可以解，遂系之以辭解曰。

惟昔壯田所聞，報先志之無武，後中流之一盛事，大漢之所嘗，小牧之無悔，力耕學于嚴陵，則原軍大叛，設在陣，長出其體，望風，陷古河，舉共撫，金爵之要墳，始成。孝子友弟，增封歲，以繼嗣，其忠勤之不已，字，定風，而愛因，既，廢于此一邦，況經之以日，五年，常危安，不忘戰，食度實而已，有召鳴呼稚善。

羅山林先生文集卷第四十一終

及鳥居氏，以晉督過正純，左降子由，是年，命尚士，改革，間西，鹿州古河拔，益加東，地然，當使江戶，每頃，歸於廳居主，預聽功名急願，恩遇尤深，寢水

二年乙正季冬二十九日病卒，享年六十三，大相國甚哀惜，人亦皆惡焉之罪，子古河永井寺，嫡男從五位下信源守，內政局，益，獨家，變，預聞，故事，有年矣，十一年季春今，大君幕下更改，古河，開城州定城，所嘗，其處，遣尚改，弟曰直清，叔父五位下，任日向守，則城州長岡邑，以，其祿次曰，直，真，任，憲，前，守，次曰直重，其，叙，從五位下，信州，子，尚，征，承，乃，祖，發，白，右，近，太，夫，次曰向，保，共，授，從五位下次曰御，唐，幼，奉，仕，大，納，言，家，好，私，群，書，且，子，鳥，氏，其，弟，朝，之，之，卒，猶，守，山，方，歲，時，盡，上，野，介，本，多，正，統，及，居，士，卒，之，鳥，氏，既，入，山，房，歲，莫，不，承，旨，正，保，元，年，仲，冬，二，十三，日，授，從，四，位，下，且，贈，服，拜，命，歸，而，還，况，慶，安，二，年，立，秋，四，日。

碧南市藤井達吉現代美術館
年報 平成 22・23 年度／研究紀要 No.2

発行日：2013（平成 25）年 3 月 31 日
発行：碧南市藤井達吉現代美術館
〒 447-0847 愛知県碧南市音羽町一丁目 1 番地
Tel: 0566-48-6602 Fax: 0566-48-6603

資料作成・制作・編集：山本貴史（碧南市藤井達吉現代美術館）
安藤里恵（碧南市藤井達吉現代美術館）

印刷：(株)エムアイシーグループ

© 2013 碧南市藤井達吉現代美術館